

# 飯豊町男女共同参画計画

(令和4年4月～令和9年3月)



令和4年3月

飯豊町

---

## はじめに

---

人口減少、少子高齢化、地球温暖化を起因とする自然災害、昨今の新型コロナウイルス感染症の猛威や国家間の闘争など、私たちを取り巻く環境は近年著しく変化しています。この変化の中にあって、これからも幸せに暮らすためには、様々な課題に向き合い、みんなが知恵や力を出し合うことが求められます。本町のまちづくりの基本は「住民主体のまちづくり」であり、これまでも住民の皆さん自らが地域や町の将来を想い、計画を立て、実践することを継承してきました。一方で、地域運営の担い手の多くが男性に偏っている傾向があり、若者特に女性の転出超過により次世代の地域の担い手が不足している状況です。世代を超え、一人ひとりが性別にかかわらず人権を尊重され、あらゆる分野において活躍できる男女共同参画社会の実現は、地域活性化による持続可能なまちづくり、そして本町の総合計画の基本理念「やっぱり、飯豊で幸せになる」の実現にも不可欠です。こうした観点から、本町における男女共同参画の促進普及を図るため、この度「飯豊町男女共同参画計画」を策定することとなりました。

男女共同参画で目指すものは、全ての事柄において男女をイコールにすることではありません。性差による違いを理解し、認め合いながら、性別を根拠とした不条理な慣例や習わしを取り払い、手を取り合って共に歩むことです。性差の他、生き立ちや価値観の違いなど、多様性に富んだ私たちがお互いを理解するためには、まずは対話によってお互いを知ることが必要ではないでしょうか。本計画をきっかけに、家庭や地域で、陋習<sup>ろうしゅう</sup>※と役割分担意識に対する違和感や不平等感、得意なことや協力してほしいことについて話し合い、男女共同参画の一步となることを期待しています。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な時間を割いて熱心にご審議いただき、多様な視点からご意見をいただきました計画策定委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

飯豊町長 後藤 幸平

※陋習<sup>ろうしゅう</sup>・・・悪い習慣のこと

# 目 次

## 第 1 章 計画の概要

1 男女共同参画社会とは	P1
2 計画策定の趣旨	P1
3 基本理念	P1
4 計画の期間	P2
5 計画の位置づけ	P2
6 計画の体系	P3

## 第 2 章 基本の柱と個別の施策

### 基本の柱 1 人をはぐくむまち

- 施策の方向Ⅰ 住民が主役のまちづくりの進化
- 施策の方向Ⅱ 性別や世代を超えて住民が活躍できる社会づくり
- 施策の方向Ⅲ 次世代育成の拡充

### 基本の柱 2 世代をつなぐまち

- 施策の方向Ⅳ 出産・子育て支援の充実
- 施策の方向Ⅴ 誰もが安心して暮らし活躍するための支援

### 基本の柱 3 縁をつむぐまち

- 施策の方向Ⅵ 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

### 基本の柱 4 郷土をたがやすまち

- 施策の方向Ⅶ 安全・安心なまちづくりの強化

### 基本の柱 5 可能性をひらくまち

- 施策の方向Ⅷ 多様な働き方の推進

## 第 3 章 計画の推進体制

### 飯豊町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿

P20

---

## 第1章 計画の概要

---

### 1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。少子高齢化の加速、社会経済情勢の変化が著しい現代において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、持続可能な社会の形成に必要不可欠です。

### 2 計画策定の趣旨

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の基本理念を定め、国、地方公共団体および国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の実現のための取り組みを推進することとしています。住民一人ひとりが男女にかかわらず人権を尊重され、あらゆる分野において活躍できる社会の実現は、飯豊町の第5次総合計画の基本理念「やっぱり、飯豊で幸せになる」の実現にも欠かすことができません。また、本町の最大の課題ともいえる人口減少、少子高齢化、若者特に女性の町外流出に歯止めをかけるためにも、誰もが自分らしく暮らし、働き、住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを行う必要があります。女性の職業生活においては、平成27年9月に公布・施行された「女性活躍推進法」により、女性の採用や昇進等の機会の積極的な提供や活用、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備など、各自治体は女性の個性と能力が十分に発揮されるよう取り組んでいくことが求められ、女性の活躍の場づくりの充実を後押ししています。今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の生活様式や価値観、働き方の変化を引き起こしました。今後も急速な変化が予想される社会情勢において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進し、誰一人取り残さない、誰もが活躍できるまちづくりを進めるため、本町においても、飯豊町男女共同参画計画（以下「本計画」という。）を策定します。

### 3 基本理念

#### やっぱり、飯豊で幸せになる

～誰もが自分らしく幸せな時を刻むまち めざみの里～

※めざみ＝フランス語で「親しい友達・仲間達」の意

#### 4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

ただし、社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

#### 5 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法<sup>※1</sup>第14条第3項に基づく、町における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）<sup>※2</sup>第6条第2項に基づく、町における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「町推進計画」という。）と一体をなすものです。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）<sup>※3</sup>第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「町基本計画」という。）と一体をなすものです。
- (4) 第5次飯豊町総合計画で目指す町の将来像を男女共同参画の視点から推進し、総合計画を補完、強化する計画です。

##### 《用語の解説》

※1 男女共同参画社会基本法 …… 男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律。1999年制定。

※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）  
…… 働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性の個性と能力が発揮され、働きやすい社会を実現することを目的に、その基本理念と施策の方向を定めた法律。2015年制定。

※3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）  
…… 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。  
2001年制定。

## 6 計画の体系

第5次飯豊町総合計画の施策の大綱であるまちが目指す姿を基本の柱とし、施策の方向と個別の施策により構成します。

基本の柱	施策の方向	個別の施策
1 人をはくむまち	I 住民が主役のまちづくりの進化	1 政策・方針決定過程への女性や若年層の参画拡大 2 地域における男女共同参画の推進 <b>女性活躍推進法の推進計画</b>
	II 性別や世代を超えて住民が活躍できる社会づくり	3 性別による固定的な役割分担意識の解消
	III 次世代育成の拡充	4 男女の差にとらわれることなく、みんなが一人の人間として互いに尊重しあう意識の醸成
2 世代をつなぐまち	IV 出産・子育て支援の充実	5 男女の多様な選択を可能とする子育てに向けた支援の拡充 6 家庭における男女共同参画の推進（共同による家事・育児・介護への意識醸成） 7 性と生殖に関する健康・権利の啓発・普及
	V 誰もが安心して暮らし活躍するための支援	8 あらゆる暴力の根絶（DV・セクハラ・パワハラ・虐待・いじめ等） <b>DV防止法の基本計画</b> 9 生活上の困難をかかえる人への対応 10 生涯を通じた健康づくりへの支援
		11 多様な価値観・ライフスタイル・性的指向・性自認への理解
		12 農ある暮らしの発信・普及と移住定住の推進
3 線をつむぐまち	VI 多様なライフスタイルの実現に向けた支援	13 防災分野への女性参画
4 郷土をたがやすまち	VII 安全・安心なまちづくりの強化	
5 可能性をひらくまち	VIII 多様な働き方の推進	14 ワーク・ライフ・バランスの実現 <b>女性活躍推進法の推進計画</b> 15 女性の職業生活における活躍の促進 事業所等における女性管理職・役員の登用促進 16 多様な働き方への支援（起業支援・ロールモデルの紹介など）

施策の方向 I「住民が主役のまちづくりの進化」、施策の方向 VIII「多様な働き方の推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める「町推進計画」と位置づけ、働くことを希望する女性が、職業生活において個性や能力を発揮して活躍するための取組を推進します。

施策の方向 V「誰もが安心して暮らし活躍するための支援」における個別の施策 8「あらゆる暴力の根絶（DV・セクハラ・パワハラ・虐待・いじめ等）」を、DV 防止法第 2 条の 3 第 3 項に規定する「町基本計画」と位置づけ、DV 等を防止・根絶するための取組を推進します。

## 第2章 基本の柱と個別の施策

### 基本の柱 1 人をはぐくむまち

飯豊町はこれまでも「住民主体のまちづくり」「手づくりのまち いいで」を原点としてまちづくりを行ってきました。経済、社会、環境などが目まぐるしく変化する現在において、時代の潮流をとらえ、全ての人が幸せに暮らすことのできるまちづくりを進めるためには、性別や世代を超えて、住民一人ひとりがまちづくりの担い手として地域づくりに取り組む必要があります。

#### 施策の方向 I 住民が主役のまちづくりの進化

##### 個別施策 1 政策・方針決定過程への女性や若年層の参画拡大【女性活躍推進法の町推進計画】

多面的な視点からまちづくりを考え、多様な意見を取り入れるためには、政策・方針決定過程において男女共に広い年代の積極的な参加が求められます。例として、まちづくりに町民の声を反映させること、町政の方針が住民の希望や要望に沿っているかのチェック機能の役割をもつ審議会、委員会や地区協議会への女性の参加が挙げられます。飯豊町振興審議会の女性委員の割合は33%となっており、町内の他の審議会や委員会と比較して高いものの、他組織では男性委員が多く、女性委員がいないものも多くあります。まちづくりへの女性参加を推進していくための支援、取組が必要です。

##### 【具体的な取組】

- ① 各種審議会等への女性委員の登用を推進します。
  - ・女性委員の割合を2030年まで30%とすることを目標とします（第5次飯豊町総合計画より）
- ② 誰もがまちづくりに参画できるよう、町政や町の方針について発信する機会、様々な形で町民の声を聞く機会を充実させます。
- ③ 広い世代、女性の町政への関心を広げるため、子ども・若者・女性議会（会議）を開催します。

##### 個別施策 2 地域における男女共同参画の推進【女性活躍推進法の町推進計画】

地域のつながりの持続、地域の活性化、そして誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていくためには、性差や年齢によらず誰もが地域社会活動に参画し、意見や考えを出し合うことが重要です。しかしながら、本町の区協議会長等は女性がいないこと（令和3年4月時点）にみられるように、地域の話し合いの場には圧倒的に男性が多いのが現状です。地域づくりやまちづくりに欠かせない、子ども・若者・女性の意欲や柔軟さ、シニア世代の知恵や知識を広く取り入れるため、地域住民の誰もが参画しやすい、活力ある地域社会活動を推進

します。そのためにも、若い世代や女性、未来の町を担う子どもたちが、地域のことを考え、住みよい町にしてい  
くために取り組む活動や挑戦を支援します。

【具体的な取組】

- ① 地域づくりや地域の話し合いの場への女性や若年層の積極的な参画を促進します。
- ② 子ども・若者・女性が活躍する団体等の育成・支援を行います。
- ③ 地域づくり推進事業等により、まちづくりに関する取組や挑戦を支援します。

【参考資料】

飯豊町 町政に関する男女共同参画状況（令和3年4月時点）			
首長・町議会・区協議会・自治会			
項目	総数（名）	うち女性数（名）	女性比率（%）
町長	1	0	0.0%
副町長	0	0	0.0%
町議会議員	9	0	0.0%
区協議会長等	9	0	0.0%
自治会長	69	0	0.0%
地方自治法（第138条の4第3項）に基づく審議会			
項目	総数（名）	うち女性数（名）	女性比率（%）
飯豊町振興審議会	18	6	33.3%
地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等			
項目	総数（名）	うち女性数（名）	女性比率（%）
市町村防災会議	17	0	0.0%
民生委員推薦会	7	1	14.3%
国民健康保険の運営に関する協議会	9	3	33.3%
介護認定審査会	5	3	60.0%
公民館運営審議会	58	17	29.3%
社会教育委員会	8	2	25.0%
市町村国民保護協議会	18	0	0.0%
子ども・子育て支援に関する審議会	9	4	44.4%
地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等			
項目	総数（名）	うち女性数（名）	女性比率（%）
教育委員会	5	1	20.0%
選挙管理委員会	4	2	50.0%
監査委員会	2	0	0.0%
農業委員会	20	2	10.0%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%
町職員の地位別職員在籍状況			
項目	総数（名）	うち女性数（名）	女性比率（%）
管理職総数（課長相当職）	11	1	9.0%
うち一般行政職	9	1	11.1%
課長補佐相当職	27	13	48.1%
うち一般行政職	21	8	38.0%
係長相当職	19	13	68.4%
うち一般行政職	14	9	64.2%

### 個別施策3 性別による固定的な役割分担意識の解消

家庭・職場・地域において、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※<sup>1</sup>）を解消するため、男性と女性双方の意識改革を推進します。男性の意見が尊重され、女性は家や男性家族に隷属的な存在と捉えられがちな家父長制による意識的・行動的拘束や、「男は仕事、女は家庭」のような固定的な役割分担意識は、個人の自由な行動や思考、発言を性別によって制限することがあります。特に高齢者にこの傾向が強く見られ、「男だから」「女のくせに」と役割を一方向的に押しつけたり、家族や友人の言動を評価することが見られます。一人ひとりがこれまでの習わしや慣例に縛られることなく、また、性別によって役割を決められたり不当に評価を受けたりすることなく、仕事や家庭、地域において「自分らしさ」を実現することができるような意識の改革を支援します。

#### 【具体的な取組】

- ① 性別による固定的な役割分担意識の解消や社会慣行の見直しを図り、男女共同参画についての理解が深まるように講演会や講座等を開催します。
- ② 男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別（ジェンダー※<sup>2</sup>）の視点や男女共同参画に関わる諸問題について理解を深めることができるよう、ホームページや広報を活用し、情報提供や啓発を実施します。
- ③ 「男女共同参画週間」、「人権週間」などの機会に、国や県と連動して広報・啓発活動を行います。

「男だから」「女だから」ではなく、  
一人ひとりが「できること」を  
出し合って協力するのが  
男女共同参画の基本



#### ◀用語の解説▶

※1 アンコンシャス・バイアス … 「無意識の根拠のない思いこみや偏見」と言われ、個人が過去の経験や見聞きしたことから、自分の見方で物事や人物像を判断したりすることを指します。例として「男だからパソコンが得意」「女だから料理が得意」など、性別だけを判断基準とした先入観などがあります。

※2 ジェンダー … 生物学的な性別に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと

#### 個別施策 4 男女の差にとらわれることなく、みんなが一人の人間として互いに尊重しあう意識の醸成

これからの飯豊町を担っていく世代に、人権尊重や男女平等の意識、多様性を理解し互いを認め合う意識が自然に醸成されるように、学校教育や生涯教育においてもそれらの学びの機会を充実していく必要があります。グローバル化の中にありながら、日本はジェンダー格差<sup>※1</sup>の是正が遅れています（世界経済フォーラム「2021年ジェンダー格差報告書」において、日本は156か国中120位）。男女の差にとらわれることなく、多様性を認め、みんなと手を取り合い、社会を生き抜く子どもたちを育てるため、子どもたちの「生きる力（社会を生きぬく基盤となる確かな学力・健やかな体・豊かな心）」を育成します。また、子どもたちが社会を生きていく上で大切な助け合いの心、協調性、他人を思いやる気持ちなどの形成には、家庭環境が大きく影響します。子どもたちが男女共同参画意識、グローバルな視点を日常生活の中でも身につけられるよう、家族や身近な大人が実践して示す必要があります。

##### 【具体的な取組】

- ① 性別に捉われない、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を推進します。
- ② いじめや不登校などの課題に応じ、スクールカウンセラーによる臨床心理指導、定期相談や早期支援連携事業を実施します。
- ③ 教育機関と連携し、ジェンダーや多様性への理解を深める教育を行います。
- ④ 家庭内での男女共同を普及・推進し、子どもたちが自然に男女共同参画の意識を身につけられる環境づくりを推進します。



##### ◀用語の解説▶

※1ジェンダー格差 …… 社会的・文化的な性別に基づく偏見や、男女の雇用機会、賃金格差といった社会的・経済的不平等を指す。世界経済フォーラムが2006年より公表しているジェンダー格差報告書は、経済、教育、医療、政治の4分野14項目のデータに関する男女比より評価している。  
分野別では、日本は政治分野147位、経済分野117位、教育分野92位、健康分野65位（2021年、いずれも156か国中）であり、特に政治分野、経済分野での男女共同参画が遅れている。

## 基本の柱 2 世代をつなぐまち

少子高齢化が進行する中、次の世代に命をつないでいくためには、誰もが安全に暮らし、安心して子どもを  
生み育てられる環境整備が必要です。充実した子育て支援や高齢者・障がい者に優しいまちづくりを推進しま  
す。また、誰もが心身ともに健康な生活ができるよう、健康づくり活動を積極的に推進するとともに、ドメスティ  
ック・バイオレンス（以下 DV<sup>※1</sup>）のように個人の人権や心身の健康・安全を著しく侵害するあらゆる暴力の根  
絶に向けて町全体で取り組みます。

### 施策の方向Ⅳ 出産・子育て支援の充実

#### 個別施策 5 男女の多様な選択を可能とする子育てに向けた支援の拡充

晩婚化や未婚化、若い世代の町外転出等により、町の出生数は年々減少しています。また、核家族化  
の進行や経済情勢による共働き家庭の増加に伴い、子育てと仕事の両立への負担が増大しています。出産  
を希望する方への支援と子育て支援により、出産、子育ての負担や不安を軽減します。特に、子育てに関す  
る負担や役割が寄りがちな女性が、子育てを理由に仕事や自分の希望を断念したり、ワンオペレーションの子  
育てにより孤立感を持つことの無いよう、家族ぐるみ、地域ぐるみ、そして町全体で子育てを行う意識の醸成を  
図ります。

##### 【具体的な取組】

- ① 不妊治療、妊婦健診、未熟児養育医療費等の助成
- ② 産後ケア、ママと赤ちゃんサロン事業など乳児期に必要な支援の拡充
- ③ パパママ教室、祖父母教室の実施
- ④ 子育て相談、こころの相談等、子育て世代の相談窓口の設置や、子育て世帯が気軽に集まること  
のできる場や機会の拡充など、子育て支援サービスの充実
- ⑤ ファミリーサポートセンターや各地区まちづくりセンターと連携した子どもの居場所づくりにより、地域で  
の子育て体制、見守り体制づくりの構築

##### 「用語の解説」

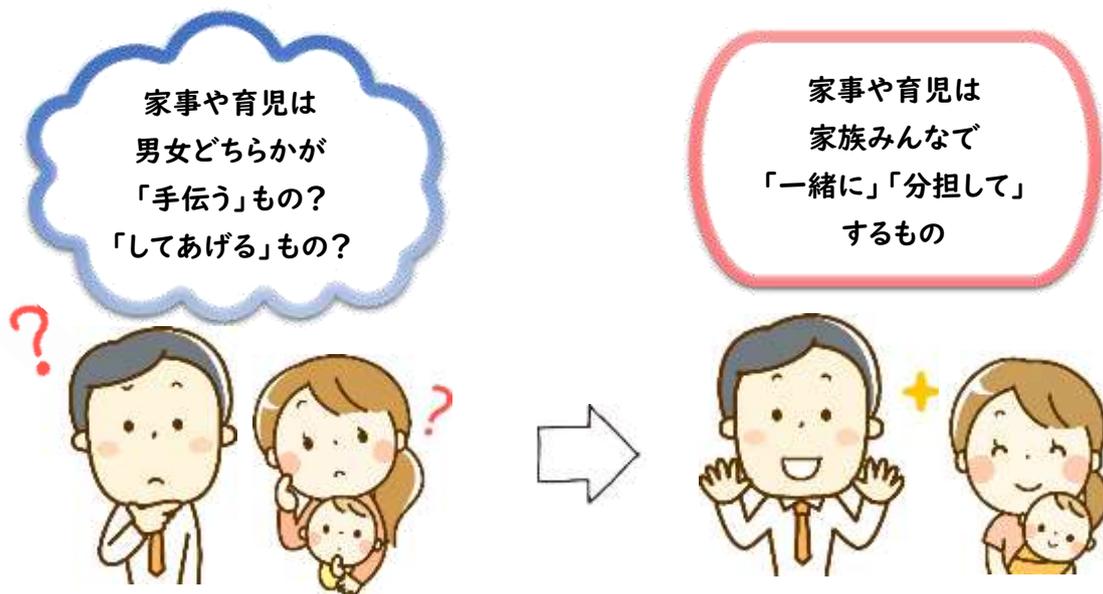
※1 DV … domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった  
者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多い。

## **個別施策 6 家庭における男女共同参画の推進（共同による家事・育児・介護への意識醸成）**

「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を前提とした男性中心型労働慣行を背景に、男性は仕事中心、子育てや家事は女性中心になる傾向があります。家族を構成する男女が、共に家庭生活や子育ての責任と役割を果たし、互いに協力し合うパートナーシップは男女共同参画社会の基本です。こうした意識の醸成と啓発を図り、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

### 【具体的な取組】

- ① 家庭内で共同して家事・育児・介護に責任と役割を持つことへの意識醸成を図るため、町広報やホームページ等での広報・啓発や講演会等の開催を推進します。
- ② 男性の育児休暇取得について、町内事業者に積極的な取得への支援を呼びかけます。  
(従業員への育児休暇の説明や休暇時の支援体制の整備)



## **個別施策 7 性と生殖に関する健康・権利の啓発・普及**

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重し思いやりを持つことが男女共同参画社会の形成の前提となります。「性と生殖に関する健康」は、性や子どもを産むことに関わる全てにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること、「性と生殖に関する権利」は、自分の身体に関することや子を産むことを自分自身で選択し、決められる権利を指します。性と生殖に関する正しい知識、すべての人が持つ性と生殖の権利についての普及啓発・教育を行います。

### 【具体的な取組】

- ① 教育機関と連携し、児童生徒や保護者、教職員に対して、性に関する正しい知識を普及啓発します。

## 個別施策 8 あらゆる暴力の根絶（DV・セクハラ・パワハラ・虐待・いじめ等）

### 【DV 防止法の町基本計画】

DVや性犯罪、性暴力、ストーカーなどの暴力は、被害者の身体と精神を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。DVは家庭内において発生することが多く、加害者による隠ぺいや、被害者自身がDVと認めたくない、外間が気になり助けを求められないなど様々な理由により潜在化しやすい傾向があり、DVの激化や重大な事件につながる恐れをはらんでいます。性犯罪、性暴力も潜在化しやすく、DVと共にその被害者の多くは女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。その他、虐待、セクシュアル・ハラスメント<sup>※1</sup>（以下「セクハラ」という。）やパワー・ハラスメント<sup>※2</sup>（以下「パワハラ」という。）、モラル・ハラスメント<sup>※3</sup>（以下「モラハラ」という。）を含め、個人の人権を侵害し、被害者の心身の健康や安心な暮らしを阻害するものとして、これらを防止・根絶するために町全体で取り組みます。

#### 【具体的な取組】

- ① DV、性犯罪、性暴力、虐待、セクハラ、パワハラ、モラハラ、いじめなど、あらゆる暴力を許さないという姿勢を持ち、これらの予防、防止、根絶に向けた普及啓発を強化します。
- ② 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）、「児童虐待防止推進月間」（11月）など、国、県と連携して活動を普及し、これらを予防、防止、根絶するために一人ひとりが身近な問題として捉え、できることについて考え行動する意識の醸成を図ります。
- ③ DV、虐待、いじめ等に関する相談体制を充実するとともに、対応する職員の資質向上を図るため、各種研修や講義への参加を促進します。
- ④ 役場内の連携、社会福祉協議会や民生委員など関連団体との連携により、DV等の兆しや被害を見過ごすことなく、早期の適切な対応を図ります。

#### ◀用語の解説▶

※1 セクシュアル・ハラスメント …… 職場において労働者の意に反して行われる性的言動によって労働条件について不利益を受けたり、就業環境を害されたりすることを指す言葉。身体への不必要な接触や性的関係の強要、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。

※2 パワー・ハラスメント …… 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または、職場環境を悪化させる行為

※3 モラル・ハラスメント …… 倫理や道徳に反したいじめや嫌がらせ、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせる行為

【参考資料】

### DV（ドメスティック・バイオレンス）の種類と事例の一部

<b>身体的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 殴る ● 蹴る ● 突き飛ばす ● 首を絞める</li> <li>● 刃物で傷つける ● タバコの火を押し付ける</li> <li>● 髪をつかむ ● 熱湯をかける ● 物を投げる</li> </ul>	<b>精神的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 暴言を吐く ● 脅す ● 大声で怒鳴る</li> <li>● 無視をする ● 見下した言い方をする</li> <li>● 大事なものを壊す ● 殴るふりをする</li> </ul>
<b>社会的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動を監視する ● 手紙やメールを勝手に見る</li> <li>● 友人・親戚などの付き合いを制限する</li> <li>● 外出を制限する</li> </ul>	<b>経済的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活費を渡さない、極端に少なく渡す</li> <li>● 無断で借金をする</li> <li>● 外で働くことを許さない</li> </ul>
<b>性的</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性行為を強いる ● 避妊に協力しない</li> <li>● 人工中絶を強要する</li> <li>● 無理にポルノを見せる</li> </ul>	<b>子どもを巻き込む</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもに悪口を聞かせる</li> <li>● こどもの前で暴力をふるう</li> <li>● 子どもを取り上げると脅す</li> </ul>

**DVは繰り返される**

突発的なけんかや喧嘩と違い、DVはサイクルがある場合がほとんどですが、DVのサイクルが明確でない場合もあります。

- ・ 日常的な暴力
- ・ アルコールを飲むと暴力的になる

### セクシャルハラスメントの種類と事例の一部

<b>対価型セクハラ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場での地位を利用して性的関係を強要する</li> <li>● 性的関係を拒否すると労働条件等で不当な扱いをする</li> </ul> <p>※事例は一部であり、相手が不快に感じる性的な言動や行為は総じてセクハラと認識され、場合によっては訴訟や処罰の対象になります。</p>	<b>環境型セクハラ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【視覚型】 ● 従業員への抗議を無視してヌード画像を見えるところに置く</li> <li>【発言型】 ● 性的な話をする ● 容姿に関する話をする</li> <li>【身体接触型】 ● 不必要に肩・胸などを触る ● 酒席でお酌を強要する</li> </ul>
---	---

### パワーハラスメントの種類と事例の一部

<b>攻撃型</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 些細なミスや執拗に非難する。</li> <li>● 机を叩いたり、怒鳴ったり、物を投げるなどで恐怖感を与える</li> <li>● わざと苦手な仕事をあてがい、失敗を誘発し評価を低くする</li> </ul>	<b>強要型</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意見の合わない部下を別部署に異動させる</li> <li>● 飲み会への参加を強要する</li> <li>● 送迎や買い物など私用を強要する</li> </ul>
<b>否定型</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「こんなこともできないのか」「ダメな人間だ」など、人格を否定する暴言で叱責する</li> <li>● 無視をする。 ● 仲間外れにする</li> <li>● 提案や意見を聞く耳を持たない</li> </ul>	<b>妨害型</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 意図的に悪意を持って昇進・昇給を妨害する</li> <li>● 正当な理由を装って仕事をとり上げ、何もさせない</li> <li>● 相手の評判を落とすような悪口や噂を流す</li> </ul>

参照  
 厚生労働省 HP  
 HP「労働問題の窓」  
 HP「ハラスメント 110 番」

DV 等の被害にあっている人に早期に気づくことができるように、また、未自覚のうちに DV 等の加害者にならないように、上記のような知識を始め、HP や紙媒体、セミナー等で情報を周知します。

## **個別施策 9 生活上の困難をかかえる人への対応**

暮らしを営む上では自助だけでなく、周囲の助けが必要な人も存在しています。子どもたちや高齢者、障がいを持っている方も、誰もがこの町で安心して暮らせることが重要です。高齢者や障がいのある方に対する個人への支援の他、地域の支え合いの仕組みづくりを進めます。また、経済的な困窮や様々な課題を抱えた場合に相談できる体制を整備し、平穩に暮らすことができるようセーフティネットを拡充していきます。加えて、経済的な困窮等により子どもの健全な成長や自立が妨げられないよう、地域の結びつきを深めながら、子ども食堂等の機能を付加した地域での会食会の開催など、子どもが孤立することなく成長して行くことができる環境づくりを進めます。

### **【具体的な取組】**

- ① 助け合いの心を育てるため、ヘルプマークの普及を推進します。
- ② 地域の支え合いによる生活支援体制の仕組みづくりを進めます。
- ③ 役場内の連携、社会福祉協議会や民生委員など関連団体との連携により、経済的な困窮や様々な課題を抱えた方が相談しやすい体制の充実と、適切な支援を強化します。

## **個別施策 10 生涯を通じた健康づくりへの支援**

高齢化に伴い、生涯を通じて健やかな暮らしを実現するためには、ライフステージに合った健康管理、疾病の予防と早期発見が大切です。「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、日頃から食事、運動、睡眠に気を配ることは生活習慣病予防の基本でもあります。心と身体の健康を守るための知識や情報の提供と、健康意識の醸成、健康づくり支援の取組を推進します。

### **【具体的な取組】**

- ① 従来の健康教室などの事業と合わせて、食事や運動管理を行うアプリケーションの利用などスマートフォン等の I T を活用した健康づくりを推進します。
- ② 町内企業と連携し、定時帰宅の推奨や企業内での健康づくりを推進するとともに、地域と連携しながら健康寿命の延伸を目指した健康づくりを広く普及します。
- ③ 役場内および関係団体との連携により、心の健康を守るための相談支援体制づくりやセミナー等の開催に取り組みます。

## 基本の柱3 縁をつむぐまち

人それぞれの多様な個性や価値観を尊重し、誰もが本町の豊富な自然環境や美しい景観、農村文化などを最大限享受し、心身ともに健康で多様なライフスタイルが実現できるまちを目指します。多様な個性や価値観には、海外から来た方の文化の違いの他、結婚、出産などの選択の自由や性指向の多様性も含まれます。例として、文化が異なる外国人、障がいを持つ方、LGBTQ<sup>※1</sup>など、社会的少数派と言われる方たちは、日々の暮らしの中で不安や困難を抱えることがあります。違いを理解し、共に生きる意識の醸成がこうした社会的少数派の方々のエンパワーメント<sup>※2</sup>につながります。昔ながらの「女は結婚して子を持つことが幸せ」「男は所帯を持って一人前」のような一元的な考え方から脱却し、多様な価値観を理解・受容するための取組を行います。

また、多様なライフスタイルの一つとして、飯豊町で受け継がれてきた農ある暮らしを広く発信し、関心を持つ方との縁を築き、女性や若者の定住・回帰につなげます。

### 施策の方向VI 多様なライフスタイルの実現に向けた支援

#### 個別施策 11 多様な価値観・ライフスタイル・性的指向<sup>※3</sup>・性自認<sup>※4</sup>への理解

人それぞれに個性があるように、価値観や希望するライフスタイルも多様です。誰もが自分らしく暮らすことができるまちづくりには、価値観や考え方の違いを理解し受容する意識が必要です。多様な価値観に触れる機会を増やし、違いを認め合う意識の醸成を図ります。

##### 【具体的な取組】

- ① 様々な価値観、ライフスタイルについての情報発信を行い、理解促進を図ります。
- ② 性的指向・性自認の多様性について知る機会を作り、理解するための土壌を築きます。

##### 《用語の解説》

※1 LGBTQ … L（レズビアン：女性同性愛者）、G（ゲイ：男性同性愛者）、B（バイセクシャル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：身体的な性と自認している性が異なる）、Q（クエスチョニング：性自認と性的指向が決まっていない）など、様々な性的指向、性自認の頭文字で、性的少数者を限定的に指す。

※2 エンパワーメント … 個人や集団が本来持っている能力や才能を引き出すこと

※3 性的指向 … 個人の恋愛・性愛がどうい対象に向かうのかを示す概念。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）などの多様性がある。

※4 性自認 … 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念

## 個別施策 12 農ある暮らしの発信・普及と移住定住の推進

私たちの暮らしを形作ってきた原点である「農ある暮らし」が、豊かなライフスタイルとして近年見直されています。新型コロナウイルスの感染拡大により、過密状態の都会的ライフスタイルからの転換を希望する方も増えており、その傾向は若い世代にも波及しています。私たちが実践してきた、自然の恵みを楽しむ自然と共に歩むライフスタイルを広く発信し、移住定住につなげ、若者・女性の転出超過に歯止めをかけます。また、水田や畑を活用した住民イベントや農ある暮らしの体験などを通じて低農薬、有機たい肥、液肥の活用や温暖化対策にもつながる環境共生型農業について学ぶ機会を創出し、環境保全に対する視点からも、農ある暮らしの豊かさや可能性を普及します。

### 【具体的な取組】

- ① 町での暮らしをイメージしやすくなるよう、ホームページ、SNS 等で四季の移り変わりや日常の様子を継続的に発信します。
- ② 移住定住、新規就農への支援
- ③ 水田や畑を活用した住民イベントの実施
- ④ 移住を検討する方に対して、町での暮らしを体験できるツアーを実施します。



## 基本の柱 4 郷土をたがやすまち

近年、異常気象による自然災害が各地で発生しています。また、地震大国ともいわれる日本に暮らす私たちにとって、大地震に対する不安もあります。自然災害や大地震の発生時には、日ごろの備えや危機管理意識が生命、健康、暮らしを守り支えます。緊急時においても、プライバシーや個人の尊厳を保ちながら、助け合いの精神で困難を乗り切ることのできる体制を整える必要があります。

### 施策の方向Ⅶ 安全・安心なまちづくりの強化

#### 個別施策 13 防災分野への女性参画

災害時に町が開設する避難所や備蓄備品を含む防災対策について、男女双方の視点やニーズの違いに配慮し備える必要があります。そのためには、町防災会議への女性委員の登用の推進や、避難所の仕様や備蓄備品リストに女性の意見を反映する機会が求められます。また、地域女性が自ら防災への意識を高め、積極的に地域防災に参画する意識の醸成が必要です。

##### 【具体的な取組】

- ① 町防災会議への女性委員の登用推進
- ② 避難所仕様や備蓄備品に対する女性視点でのチェック体制を構築
- ③ 地域防災への女性参画の意識醸成・啓発

## 基本の柱 5 可能性をひらくまち

就業機会や多様な働き方の創出は、女性の活躍の推進と若者の町外転出の抑止、U・Iターン就職による人口増加につながる事が期待できます。「飯豊電池バレー構想」を軸とした最先端科学による産業振興や企業誘致、町内企業と連携した就業機会の創出、町の自然資源や観光資源等を活用した起業への支援により、誰もがいきいきと活躍できるまちづくりを推進します。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>）の普及啓発を行い、出産・育児・介護等の負担が女性に寄りがちだった傾向を是正し、女性の職業生活における活躍の促進をはかります。

### 施策の方向Ⅷ 多様な働き方の推進

#### 個別施策 14 ワーク・ライフ・バランスの実現【女性活躍推進法の町推進計画】

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識の上に成り立つ「男性中心型労働慣行」は、長時間労働により仕事と家庭の両立を困難にし、女性のキャリア<sup>※2</sup>形成を阻む要因となっていました。働き方改革では、より多くの方が心豊かに生き、女性や高齢者が働きやすい社会に変えるため、ワーク・ライフ・バランスを掲げています。働き方を見直すための意識の醸成、企業等と連携した労働環境づくりを推進します。

##### 【具体的な取組】

- ① 仕事と生活の調和の取れた働き方ができるよう、事業主や従業員双方に働き方の見直しを行うための普及啓発を行います。
- ② 家事・育児・介護等への男性の参画を推進するため、育児休暇、介護休暇取得の啓発を行います。
- ③ 広報や町ホームページにて、ワーク・ライフ・バランスを実現することで得られる仕事と家庭の両立や取組事例について紹介し、普及啓発します。

##### 《用語の解説》

※1 ワーク・ライフ・バランス … 「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

※2 キャリア … 職業・技術上の経験・経歴

## **個別施策 15 女性の職業生活における活躍の促進、事業所等における女性管理職・役員の登用促進**

### **【女性活躍推進法の町推進計画】**

少子高齢化による人口減少や、価値観の多様化が進む中において、社会経済の変化に柔軟に対応していくためには、性別に関係なく多様な視点を取り入れることが重要です。出産・育児などのライフステージによって女性がキャリアを断念することなく、周囲や地域の理解と支援のもと、いきいきと働き、能力を発揮することが経済社会の活性化につながります。また、能力を十分に発揮するためには、雇用の場における男女の均等な機会や待遇の確保、性差に寄らない能力の評価が必要です。町内企業と連携し、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の推進と、男女雇用機会均等法など関連法令に即した雇用について普及啓発します。こうした職業生活における女性の活躍促進、女性管理職・役員の登用について、飯豊町役場も事業主の一つとして「飯豊町特定事業主行動計画」に則り、率先して取り組みます。

#### **【具体的な取組】**

- ① 男女が共に仕事と生活の調和の取れた働き方ができるよう、事業主、従業員双方の意識の醸成を図ります。
- ② 延長保育、産休明け保育などにより子育て家庭を支援します。
- ③ 女性の登用を積極的に推進している事業所等の取組を広報・啓発するなど、事業所や各種団体等における男女共同参画意識の醸成を図ります。
- ④ キャリアアップのための講座などを支援します。

## **個別施策 16 多様な働き方への支援（起業支援・ロールモデルの紹介など）**

### **【女性活躍推進法の町推進計画】**

若い世代や女性の町外転出超過の一因に、大都市と比較して就業先の選択肢が少ないことが考えられます。しかしながら最近の動向では、会社や組合に就職するという就業形態の他に、自ら経営者として起業する働き方や、同じ志をもつ仲間と労働者協同組合等を組織化して起業する形態など、多様な働き方の可能性が広がっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが急速に普及し、場所の制限を受けない働き方の実践例も増えています。地域社会や経済の新たな変革の担い手として、町の資源を活用した起業、スキルとネットワークを生かした都市部からの移住者と町民の連携による創業、町内企業と連携する形での新しい働き場の創造を支援していきます。また、町の基幹産業である農業や、これまでは男性が主な働き手となってきた業種に従事し活躍している女性をロールモデルとして紹介し、今後の更なる女性の参加を促進します。多様な働き方を支援すると共に、子どもたちが将来に渡って自分のやりたいことを見出し、働き方・生き方を選択できる能力を育てられるよう、教育機関や町内企業等と連携して、企業紹介や起業家の体験談などを聞くことにより、自分の未来の在りたい姿や働くことについて考える機会を充実させます。

【具体的な取組】

- ① 商工会等と連携した業種の垣根を超えたビジネスコンテスト等の開催
- ② 中小企業振興条例に基づく起業支援
- ③ 労働者協同組合づくりの支援
- ④ 起業や他地域での取組事例など、ロールモデルの紹介による新しい働き方の創出支援
- ⑤ 教育機関、町内企業等と連携し、子どもたちが多様な働き方を学ぶ機会を充実



## 計画の推進体制

本計画は、役場の担当課を中心に役場庁内・関係団体と連携して推進します。

	施策の方向	個別施策	担当課
人をはぐくむまち	I 住民が主役のまちづくりの進化	1 政策・方針決定過程への女性や若年層の参画拡大	総務課 企画課
		2 地域における男女共同参画の推進	社会教育課
	II 性別や世代を超えて住民が活躍できる社会づくり	3 性別による固定的な役割分担意識の解消	企画課 健康福祉課
	III 次世代育成の拡充	4 男女の差にとらわれることなく、みんなが一人の人間として互いに尊重しあう意識の醸成	教育総務課 社会教育課
世代をつなぐまち	IV 出産・子育て支援の充実	5 男女の多様な選択を可能とする子育てに向けた支援の拡充	健康福祉課 教育総務課
		6 家庭における男女共同参画の推進（共同による家事・育児・介護への意識醸成）	
		7 性と生殖に関する健康・権利の啓発・普及	
	V 誰もが安心して暮らし活躍するための支援	8 あらゆる暴力の根絶（DV・セクハラ・パワハラ・虐待・いじめ等）	健康福祉課
		9 生活上の困難をかかえる人への対応	
		10 生涯を通じた健康づくりへの支援	
つむぐまち 縁を	VI 多様なライフスタイルの実現に向けた支援	11 多様な価値観・ライフスタイル・性的指向・性自認への理解	企画課 教育総務課
		12 農ある暮らしの発信・普及と移住定住の推進	農林振興課
やすまち 郷土をたが	VII 安全・安心なまちづくりの強化	13 防災分野への女性参画	総務課 地域整備課
ひろくまち 可能性を	VIII 多様な働き方の推進	14 ワーク・ライフ・バランスの実現	商工観光課 企画課
		15 女性の職業生活における活躍の促進、事業所等における女性管理職・役員の登用促進	
		16 多様な働き方への支援（起業支援・ロールモデルの紹介など）	

---

## 飯豊町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿

---

職 名	氏 名
委 員 長	山 口 信 英
副 委 員 長	後 藤 美 和 子
委 員	浅 野 克 幸
委 員	草 刈 幸 一
委 員	小 林 志 津 可
委 員	手 塚 淳 子
委 員	藤 澤 明 弘
委 員	山 口 明 美

(順不同・敬称略)

### «事務局（役場企画課）»

課 長	高 橋 弘 之
総合政策室長	館 石 修
総合政策室 主任	二 瓶 美 奈 子